

特別支援教育について (発達障害児への支援や通級教室等)

資料1

特別支援教育課
障害政策課

課題Ⅰ (学齢期以前)

- 早期発見
- 早期支援の開始

※ 発達障害は、脳の機能障害である
※ 適切な支援をすると状態が良くなる
※ 良くない支援をすると悪化する

主な支援等

◇発達障害者支援センター
発達支援／地域療育相談／人材育成研修／
発達障害者地域支援マネージャー派遣／等

◇児童相談所
発達支援／家庭支援／一時保護／等

【障害政策課】
障害児通所支援事業／障害児療育事業／
発達障害相談支援サポーター配置／等

課題Ⅱ (学齢期)

- 「通常の学級」における一人一人の学びを保障する対応を提供するための体制整備
- 「通級による指導」を県内どこでも等しく受けられる体制整備と質の高い授業の実施
- 「自閉症・情緒特別支援学級」における指導・支援の充実

主な支援等

◇県教委(専門家チーム)

◇教育事務所(専門相談員)

◇特別支援学校(専門アドバイザー)

◇発達障害者支援センター
発達支援／地域療育相談／人材育成研修／
発達障害者地域支援マネージャー派遣／等

◇児童相談所
発達支援／家庭支援／一時保護／等

【障害政策課】
発達障害支援者養成研修／障害児通所支援
事業／発達障害相談支援サポーター配置／等

課題Ⅲ (学齢期以降)

- 地域で自立した生活を支える環境整備
- 相談支援体制の整備
- 働く力を引き出す支援の充実

主な支援等

◇発達障害者支援センター

◇相談支援事業所

◇関係相談機関

【障害政策課】
発達障害相談支援サポーター配置／発達障害
支援者養成研修／等

【労働政策課】
就労開拓支援委託



【発達障害】 ※ DSM-V

- 自閉症スペクトラム障害
広汎性発達障害 (DSM-IVでは)
(自閉症、レット症、アスペルガー症)
- 注意欠陥・多動性障害
- 学習障害

特別支援学校の 対象となる障害

- 【視覚障害】
- 【聴覚障害】
- 【知的障害】
- 【肢体不自由】
- 【病弱・身体虚弱】



特別支援学校で (小中、高等部)

⑥
特別な教育課程による指導
教育的ニーズに特化した指導



※ 必要に応じて、①→②→③→④→⑤へ

通常学級で
(小・中学校、高校)

通級指導を併用
(小・中学校、高校)

特別支援学級で
(小・中学校)

① ② ③
支援員(配置)と一緒に指導
専門家の助言を受けながら指導
特性に配慮・工夫して指導



④
通級指導担当者と連携して指導



※ 個別又は小集団による学習
※ 学び方や人間関係調整力の学習等

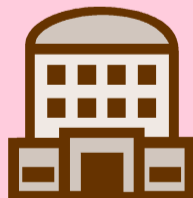
H28年度通級者
1,251人(発達障害)
2,774人(通級全体)

⑤
特別な教育課程による指導

※ 小集団による学習
※ 自立活動(特別支援学校)を取り扱う



H28年度在籍者
1,135人(自閉・情緒)
2,733人(特学全体)



発達障害者支援センター

相談支援事業所

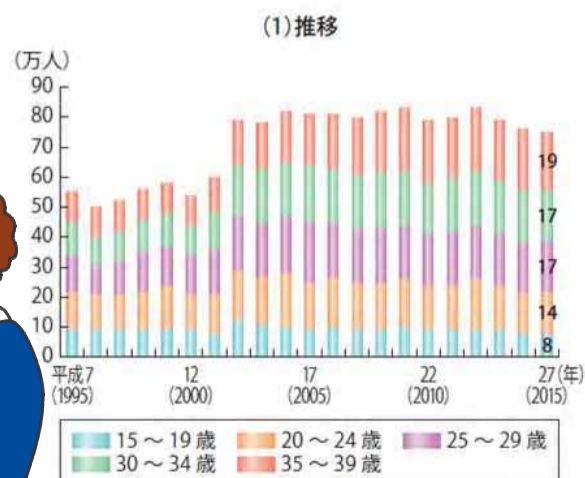
関係相談機関

- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ジョブカフェぐんま
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害者職業センター



若年無業者(ニート)56万人(15~34歳)

第3-3図 若年無業者数



引用:平成28年版「子ども・若者白書(全体版)」

課題

- ① 通常の学級に在籍する発達障害のある子ども一人一人の学びを保障する対応を提供するための体制整備
 - ・【対応1】ほとんどの問題を通常の学級で対応する場合 → 発達障害に係る研修の充実
 - ・【対応2】専門家の助言を受けながら通常の学級で対応する場合 → 相談支援担当者の拡充
 - ・【対応3】専門的スタッフを配置して通常の学級で対応する場合 → 地方財政措置による「特別支援教育支援員」の配置促進（市町村教委への理解・啓発）
- ② 通級による指導を県内どこでも等しく受けられる体制の整備と質の高い授業の実施
 - ・ 発達障害の教育を行う通級指導教室は、すべての市町村に設置されていない → 通級指導教室の設置促進（市町村教委への理解・啓発）
 - ・ 高等学校における通級による指導の実施 → 希望者をすべて受け入れられる仕組みづくり
- ③ 自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の充実
 - ・ 発達障害に係る教育課程の研究開発 → 発達障害の教育内容に係る研修の実施

現状・成果

- 「小中学校、高等学校等サポート事業」による相談支援等の実施
 - ・【H28年度相談件数】13,451件
 専門アドバイザー（21名）10,204件
 専門相談員（11名）3,247件
- 「エリアサポートモデル校」（発達障害理解推進拠点事業）の指定
 - ・ H26～H29に17校を単年度指定
 - ・ 県教委指導主事が専属サポート
 - ・ サポートパッケージの開発・web公開
 学校サポートパッケージ/教職員研修サポートパッケージ/障害理解教育サポートパッケージ/保護者向け研修会・講演会サポートパッケージ
- 「発達障害等に係る研究協議会」の実施
 - ・ H26～H29に10回開催（半日研修）
 - ・ 県内すべての小中学校から代表教師が参加
 - ・ 研修後にDVDを配布し、還元研修を促す
- 「公立高等学校等特別支援教育研究協議会」の実施
 - ・ H27から年1回開催（半日研修）
 - ・ 県内すべての公立高校から代表教師が参加
 - ・ 私立から希望参加

主要な取組み

① 通常の学級

【施策の方向性】

- 発達障害に係る研修の充実
- 相談支援担当者の拡充
- 特別支援教育支援員の配置促進

【具体的な施策】

- 発達障害等に係る研修の発展継続
- 専門アドバイザー（専任）の拡充
- 市町村担当者の出席会議、校長会等における働きかけ

② 通級指導教室

【施策の方向性】

- 通級指導教室の設置促進
- 質の高い学びの保障
- 高校通級を希望するすべての生徒を受け入れる仕組みづくり

【具体的な施策】

- 市町村担当者の出席会議、校長会等における働きかけ
- 通級担当者対象の研修開催（新規）
- サテライト型高校通級を設計（新規）

③ 特別支援学級

【施策の方向性】

- 発達障害の教育内容に係る研修実施
- 特別支援学校のセンター的機能を活用した指導内容等の充実

【具体的な施策】

- 市町村教委の特別支援教育担当指導主事、特別支援学級の担任を対象とした教育課程説明会の開催（新規）
- 専門アドバイザーによる助言・援助機能の強化を図る研修実施（新規）

④ 障害福祉

【施策の方向性】

- 早期発見・早期療育支援体制の充実
- 教育と福祉等関係機関の連携体制の構築
- 地域の相談支援体制の充実

【具体的な施策】

- 保健師対象研修、地域療育相談事業実施
- 各分野の関係者で構成する発達障害支援地域協議会で協議を実施
- 発達障害相談支援ガイドの活用、発達障害相談支援サポーターの活動推進